



葛が谷地域ケアプラザ 部屋利用のてびき



地域ケアプラザってなあに？

地域ケアプラザは、誰もが安心して暮らすための地域づくりの拠点です。横浜市では、概ね中学校区に1か所設置されています。世代を問わずどなたでも相談や利用をすることができます。

①地域活動交流

地域活動を実施するボランティアの方や団体を支援する活動を行っています。だれもが安心して暮らせる地域社会を目指し、地域行事の参加や、両親教室、子育てサロン、障がい理解の為に講座等、さまざまな取り組みをしています。

②生活支援体制整備

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために地域で必要なことについて、地域住民や団体、企業等あらゆる立場の人と一緒に考えます。高齢者一人ひとりが自分でできることを続けながら、社会参加や活躍の機会を増やし、住民同士の見守りや助け合い、介護予防を目的とした活動などのお手伝いをしています。

③地域包括支援センター（介護予防支援）

地域の身近な相談窓口として、保健、福祉、介護などの相談について社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師等の専門職が対応しています。必要に応じて、介護サービス事業所、医療機関など適切な窓口につなぎます。また、介護予防に関する普及啓発や、要支援の認定を受けた方のケアプランの作成を行います。

④居宅介護支援

要介護の認定を受けた方が、可能な限り住み慣れた自宅で自分らしく生活するために、必要な介護保険サービスや地域の支援等を適切に利用できるようケアマネジャーがケアプランを作成し関係者との連絡調整を行います。

⑤デイサービス（通所介護）

要介護認定を受けた方を対象に食事、おやつ、入浴、機能訓練などのサービスを提供し、レクリエーションを楽しみながら過ごしていただく場所です。

ボランティアとして音楽や演芸を発表していただける団体や、入浴後のドライヤーなどスタッフのお手伝いをしていただけるボランティアを募集しています。

ご利用について

地域ケアプラザは、「地域の福祉保健推進拠点」です。すでに福祉保健活動を行っている団体や、福祉保健活動への興味がある団体（趣味グループ等）がご利用いただいています。

ご利用に際しては、あらかじめ団体登録が必要になります。登録していただくにあたり次の2点をお願いしています。

1. 保健福祉活動（ボランティア活動等）をお願いします

団体登録の皆様には、ボランティア活動を積極的に参加いただけるようお願いしています。葛が谷地域ケアプラザも地域が元気になる活動の支援をしています。

2. 仲間づくりを広げていきましょう

登録団体には、新しい仲間を積極的に受け入れていただくようお願いしています。葛が谷地域ケアプラザも趣味・生きがいづくりの輪が広がる支援をしています。

（１）－１ 登録のながれ

1. 「横浜市地域ケアプラザ利用団体登録申込書」のすべての欄にご記入ください。
地域活動交流コーディネーターが活動内容についての聞き取りを行います。
登録時に、活動内容がわかるもの（チラシやパンフレットなど）がありましたら併せてお持ちください。

なお、登録する団体の構成人数は **5人以上**からになります。
2. 内容確認を行い、「横浜市地域ケアプラザ利用団体登録書」※1を作成します。
原則として提出日から8日以内に、登録の可否についてお電話にてご連絡します。
3. 「横浜市地域ケアプラザ利用団体登録書」を受け取りにご来館ください。
お受け取りいただいた時点から部屋の予約ができます。
4. 登録の有効期間は**3年間**です。
登録期限月の1か月前から更新確認作業を行いますので、必要書類のご提出をお願いします。

（１）－２ 内容の変更

登録後に内容に変更が生じた場合は、「**変更届**」をご提出いただきます。変更届の用紙は受付でお渡しします。

「代表者が交代した」「引っ越しをした」「団体の名前を変えたい」等の場合、変更届の提出が必要です。

（１）－３ 登録の抹消

以下の場合には登録を抹消させていただきます。ご了承ください。

- 登録の更新手続きがなかったとき
- 登録内容と活動実態が異なっていたとき
- 団体が解散したとき
- その他、活動の継続が困難と思われたとき

（２）団体の登録番号について

活動の内容によって以下の区分（団体Ⅰ～Ⅴ）にて登録します。

登録番号は、「横浜市地域ケアプラザ施設利用申込書」をご記入いただく際に必要です。

団体Ⅰ（福祉保健活動団体）

活動自体が地域の福祉活動や支え合いを目的とし、主にボランティアグループや地域の福祉活動団体を指します。または、福祉保健にかかわる当事者、当事者を支えている団体が該当します。

例えば、障がい者の余暇活動、配食サービス、高齢者の会食会、自治会町内会活動、子どもの居場所、親子の居場所など

団体Ⅱ（福祉保健協力団体）

ボランティア活動を視野に入れた趣味的活動などの団体です。

体操や音楽のグループなどが該当します。

※団体として、地域福祉活動、地域貢献活動等のためのボランティア活動を年間２回以上実施し、年度末に「福祉保健活動記録報告書」※２をご提出いただいています。（３月末までの活動を５月頃報告いただいています）

「横浜市地域ケアプラザ利用団体登録書」に記載されている範囲外の、目的が福祉保健ではない場合、例えば活動内容が誕生日会等、個人的な目的で開催される活動などを行う場合は、団体Ⅰ及び団体Ⅱであっても有料になります。

団体Ⅲ（目的外使用団体）

有料になります。

団体Ⅰ、Ⅱに区分されない、地域住民の活動団体です。

例えば、マンション管理組合の定例会など

※使用料は「行政財産の用途または目的外使用に係る使用料に関する条例」に基づき横浜市の歳入となります。

団体Ⅳ（法人 福祉保健目的）

福祉保健活動の担い手として活動する法人です。

団体Ⅴ（法人 福祉保健目的以外）

有料になります。

Ⅳに区分されない法人です。

＊上記以外に1回限りの利用等の理由で登録を行わない場合は、利用する目的・内容を確認し問題がなければ、利用日の1か月前の同日から予約可能となり部屋を利用することができます。

（３）－１ 予約方法 申し込み手順

◆予約方法

予約開始日及び抽選申込について

団体Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・未登録団体（優先予約）

団体区分ごとの申込開始月(3～1か月前)の 1日にご予約開始

団体登録Ⅰ：予約希望月の3ヵ月前 (状況に応じて別途ご案内する場合がございます)

団体登録Ⅱ：予約希望月の2ヵ月前

団体登録Ⅲ：予約希望月の1ヵ月前

【申込日時】 毎月1日 10:00

【申込場所】 葛が谷地域ケアプラザ 多目的ホール又はボランティアルーム

空きを確認し、予約可能な日程からご希望日の申請、予約を頂きます。

他の団体と希望日が重なっている場合は抽選となります。

予約開始日となる毎月1日（1月は除く）は来館受付のみとなります。

※団体登録のある団体の優先予約以外の予約は9時～17時で来館受付とお電話で受け付けしています。

毎月2日以降の予約の仕方について

来館での受付時間 9:00～17:00 （開館時間と異なります）

電話での受付時間 9:30～17:00 （開館時間と異なります）

自由予約について

利用予定日から起算して30日以内であれば、予約上限なく申し込みができます。

予約の例 5月23日のご利用予約

（Ⅰ）→2月1日

（Ⅱ）→3月1日

（Ⅲ）→4月1日

未登録団体（法人以外）→4月1日、

自由予約 →4月24日

（Ⅳ）→5月 3日（21日前）

（Ⅴ）→5月10日（14日前）

未登録団体（法人）

◆申込手順

手順1

直接ご来館いただき、「横浜市地域ケアプラザ施設利用申込書」※3にご記入、提出を持って申し込み完了になります。

手順2

電話で仮予約ができます。仮予約後8日以内に窓口にお越しになり、本申し込みをお願いします。（定期利用等ご利用日が決定している場合はお申込みを早めに頂くことをお勧めしております。）

ご注意

- 申込書の手続きがない場合、自動キャンセルとなりますのでご注意ください。
なお、9:30の時点で電話仮予約と来館予約が重なった場合は、**来館された団体が優先**になりますのでご了承ください。
- 葛が谷地域ケアプラザの行事や事業などで、部屋の団体利用をご遠慮いただく場合があります。その際は事前に配架チラシや窓口等でお知らせいたします。
- ご利用を中止される場合は、キャンセルの連絡をお願いいたします。

当日申し込み（団体Ⅰ及び団体Ⅱのみ）

希望する部屋が空いている場合、申し込みをして当日利用することができます。
詳細は受付にお問い合わせください。

Ⅲ 団体及びV団体

目的外使用については、申し込みのたびに区役所の使用許可が必要です。

「目的外使用許可申請書」を窓口にて記入し提出していただきます。

申込期限は、利用日から8日前まで（土日の利用は前の週の金曜日）となります。直近の予約はお受けできません。また、当日利用もお受けできませんので、ご了承ください。

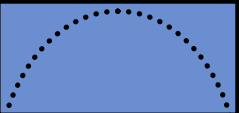
（３）－２ 予約枠について

ひとつの団体が1か月に利用する部屋の予約ができる数は2枠までです。

3時間1部屋を1枠としていますが、同一の部屋を連続して利用する場合（例えば「午前」と「午後1」）は1枠の利用として扱います。

1枠の考え方について

同一の部屋を連続して利用する場合は、2枠まで1枠の利用として扱います。ただし、同一時間帯において複数の部屋を利用しなければ活動ができないとケアプラザが認める場合は、1枠の利用とします。

区分	多目的ホール	調理室	地域ケアルーム	ボランティアルーム
午前 (9:00~12:00)	1 枠			
午後 1 (12:00~15:00)	1 枠 (※ケアプラザが認める場合)			1 枠
午後 2 (15:00~18:00)				
夜間 (18:00~21:00)				

連続してない場合は
2 枠です

（３）－３ 貸出時間区分

	月～土曜	日曜・祝日
午 前	9～12時	9～12時
午後1	12～15時	12～15時
午後2	15～18時	15～17時※
夜 間	18～21時	

※ 日曜・祝日の午後2は、17：00 までとなります。夜間はありません。
休館日…毎月第4日曜日、12月29日～1月3日、10月末の点検日

(3) -4 夜間の施設利用手続き

夜間の予約開始日

- ・団体Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・未登録団体（優先予約）
団体区分ごとの申込開始月(3～1 か月前)の 1日
全団体 前月の10日～

夜間の締切日

- ・団体Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・未登録団体（優先予約）
前月の9日まで
- ・全団体 ～前月12日17時まで
※夜間の予約が無い場合は、夜間閉館とさせていただきます。

<申込可能期間のイメージ>

申込 可能期間	団体Ⅰ	団体Ⅱ	団体Ⅲ	未登録 団体	団体Ⅳ	団体Ⅴ	未登録 法人
(夜間申込)							
前月の 9日まで							
前月の 10～12日 に申し込み	全団体が申し込める時期 (利用制限枠(予約制限枠を解除))						

(3) -5 使用料

※団体Ⅰ、Ⅱ、及びⅣの方は基本的に不要です。

目的外使用の際にお支払いいただく使用料(3時間1枠分)は下記のとおりです。

(日曜・祝日の「午後2」のみ、1枠が2時間となるため単価も変わります)

利用当日に窓口にてお支払いください。釣銭の無いようご協力をお願いします。

多目的ホール	1380円	(※日祝「午後2」のみ 920円)
調理室	}	420円 (※日祝「午後2」のみ 280円)
ボランティアルーム		
地域ケアルーム		

(4) 当日のご利用について

- 当日は、受付窓口にお越しください。「利用者数及び施設利用後の点検確認書」※4をお渡しします、利用が終了後、「利用者数及び施設利用後の点検確認書」へ人数の記入とチェック項目のご確認を職員立ち合いの上をお願いします。
- 予約時間の5分以上前には入室できませんのでご注意ください。
- 当館のロビーが大変狭いため、ご利用時間の前後15分を超えての待機や大人数での待機はご遠慮ください。
- 当施設は同じ階にデイサービスがあります。9時～10時半、15時から16時半はデイサービスの送迎時間となります。送迎時間は、ロビーが大変混雑しますので、皆様のご理解ご協力をお願いいたします。また、トイレについても1か所しかありませんので、ご利用される皆様のご配慮をお願いします

(5) - 1 地域ケアプラザ利用上の注意

部屋を利用する際の注意事項

- (1) 各部屋は、利用者の自主管理となっています。
- (2) 会場利用時間には準備・片付け等の時間も含まれております。利用時間を厳守してください。また、整理整頓を心がけてください。
 - 利用終了時間の15分前になりましたら、現状復帰（後片付け）と清掃を始めてください。
 - 部屋の空調・冷暖房を停止し、照明を消してください。
 - 節電・節水にご協力ください。
- (3) 利用中にやむを得ず職員が入室する場合があります。
- (4) 利用中に出了たゴミは各団体で持ち帰り、ご自宅で分別処分してください。

一般的な注意事項

- (1) 利用時間及び開館時間（午前9時から午後9時まで。ただし、日祝日は午前9時から午後5時まで）を遵守してください。
- (2) 施設の設備、機器及び備品は大切に利用してください。
- (3) ケアプラザ敷地内は、全館禁煙です。
- (4) 施設職員の諸注意及び指示に従ってください。
- (5) 天候等のやむを得ない事情により、施設の利用を中止する場合があります。

損害の賠償について

- (1) ケアプラザの設備及び備品等を破損・紛失された場合は、必ずケアプラザ職員にお申し付けください。
- (2) 設備又は利用した物品を故意または重大な過失により破損若しくは紛失した場合は、利用責任者に弁償していただく場合があります。

禁止事項

- (1) 予約を行った登録団体以外の第三者に利用の権利を譲渡、貸出すること。
- (2) 身体障害者補助犬法に定める補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）以外の動物類を施設内に連れ込むこと。
- (3) 火気等危険物の持ち込み利用すること。

次のいずれかに該当する場合、ケアプラザを利用することはできません。

1. 営利につながる活動若しくはこれらに類する行為

- (1) 物品の販売や宣伝につながる行為（障害者施設等の物販を除く）
- (2) サービスを提供することによって対価を得ることにつながる行為

【その他営利に関する注意事項】

- (ア) 参加者から徴収する参加費は、原則実費分のみとします。その参加費が高額と判断される場合、団体に収支及び状況の説明を求めることがあります。営利活動とみなされる場合には、利用をお断りすることがあります。
- (イ) 講師に対して支払う謝金が、高額と判断される場合は、団体に収支及び状況の説明を求めることがあります。
- (ウ) 地域住民が主体となって行う活動のみ、講師を招聘することができます。（講師となる人物が主体となって行う活動は、習い事教室化するおそれがあるため、利用できません）

2. 施設運営の弊害となる可能性がある行為

- (1) 暴力及び迷惑行為
- (2) 危険を伴う活動
- (3) 施設及び設備の維持に支障を及ぼす行為
- (4) 飲酒及び喫煙

3. その他

- (1) 危険物を使用する場合で、災害を発生させるおそれがあるとき。
- (2) 善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設等を損傷又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 集団的又は常習的な暴力行為が行われるおそれがあるとき。
- (5) 葬儀、告別式その他これらに類する行事のために利用しようとするとき。
- (6) 使用許可申請書等の記載事項に虚偽があると認められるとき。
- (7) 他者への強要及び強制とみなされる行為と認められるとき。
- (8) 第三者への貸与及び施設貸し出しの権利の譲渡と認められるとき。
- (9) 「横浜市暴力団排除条例」（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 条）第 9 条第 2 項に抵触するおそれがあるとき。

（５）－２ 利用上の注意 追記

- (1) 地域ケアプラザを会場に講座・事業を行なう場合は、必ず事前にご相談ください。
チラシ、広報等に会場として掲載周知するときは必ずお申し出下さい。
- (2) 施設内での飲酒（アルコール類）はできません。「**飲食**」は可能ですが、デイサービスなど高齢者の方の施設を併設しており、会食でご利用の際は、ご予約時にお知らせください。
- (3) 公共交通機関でのご利用をお願いいたします。
当施設併設の駐車場は、都筑プールの管轄です。車でのご来館はできる限りご遠慮下さい。近隣の迷惑になりますので路上駐車をしないでください。（ボランティアで利用される場合を除き駐車券の発行はしておりません）

代表者の方から団体登録のメンバーの皆様にお知らせください。

- (4) お子さんから目を離さないようにし保護者が必ず注意してください。
大人が責任を持って目を行き届かせてください。
- (5) ベビーカーは、利用日当日に指定された場所に置いてください。
- (6) 当施設は同じ階にデイサービスがあります。10時前後と16時前後は、デイサービス利用者でロビーが大変混雑します。また、トイレについても1か所しかありませんので、ご利用される皆様のご配慮をお願いします。
- (7) 活動中のけがや事故については一切の責任を負いかねます。
活動内容によっては、ボランティア、行事保険などの活用などもご検討ください。

(6)貸出する部屋について

※活動に必要な物品は、各自でお持ちください。

多目的ホール

最大で約50名までご利用できます。ビデオ・ステレオ等のオーディオ設備があります。数10名単位の集まりや、体操などの動きのある活動に適しています。ホール内のピアノは、音楽や子育て関係の活動の際にご利用できます。また、調理室と合わせて、料理教室などの食事作りにもご利用いただけます。

調理室

調理器具と食器類があり、お食事会、配食サービスなどにご使用いただけます。ポット、飲用等として水道も利用いただけます。

調理室自体は狭いので、多目的ホールと合わせてのご利用をお勧めしています。

- ・湯飲み茶碗、急須や食器などはご自由にご使用ください。使用後は、きれいに洗って乾燥させ、もとの場所にお戻しください。
- ・火の取り扱いについては十分お気を付けください。自動ガス遮断装置はケアプラザ職員が操作します。
- ・冷蔵庫の中に長時間、食料品を入れたままにしないでください。利用時間後に庫内に残っていた場合は、衛生管理のもと処分させていただきます。
- ・フキンと台フキン等をご持参ください。
- ・包丁など刃物類の貸出はありません。

ボランティアルーム

テーブル使用で約20名ご利用できます。

打ち合わせや勉強会など、テーブルを囲んで打ち合わせ等をするのに適しています。

少人数であれば、テーブルを動かして動きのある活動にもご利用できます。

地域ケアルーム

利用人数5～6名までであれば貸出しています。

少人数での打ち合わせ等であれば、こちらの部屋もご利用ください。

※現在、「午前中」及び「午後1」の貸出を休止しています。

申し訳ございません

メモ





横浜市葛が谷地域ケアプラザ

横浜市都筑区葛が谷 1 6-3

TEL 045-943-5951 (代表)

FAX 045-943-5961

2024 年 6 月改定